

府営住宅における化学物質の室内濃度測定実施要領

測定個所	対象建物（棟単位）の住戸数に対し1割以上の住戸を対象とし、対象住戸のそれぞれについて2室以上を測定すること。 なお、集会室2室についても同様に測定すること。
測定物質	それぞれの室において、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンの室内濃度を測定すること。
採取条件	品確法に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示1347号。以下「評価方法基準」という）第5の6-3の（3）のイに定める採取条件によること。
測定方法	品確法に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示1347号。以下「評価方法基準」という）第5の6-3の（3）のロに定める測定方法によること。
採取年月日等の採取内容及び採取条件の記録	以下について記録し、府に報告すること。 測定物質の名称 測定物質の濃度 測定物質の濃度を測定するために必要とする器具の名称 採取を行った年月日 採取を行った時刻又は採取を開始した時刻及び終了した時刻 内装仕上げ工事を完了した年月日 空気を採取した居室の名称 採取中の室温又は平均の室温 採取中の相対湿度又は平均の相対湿度 採取中の天候及び日照の状況 採取前及び採取中の換気及び冷暖房の実施状況 その他測定物質の濃度に著しい影響を及ぼすもの
厚生労働省の公表している濃度指針値	<ul style="list-style-type: none"> ・ホルムアルデヒド： 100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$（25 換算で0.08ppm） ・トルエン： 260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$（25 換算で0.07ppm） ・キシレン： 870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$（25 換算で0.20ppm） ・エチルベンゼン： 3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$（25 換算で0.88ppm） ・スチレン： 220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$（25 換算で0.05ppm）